

仙台市男性育休取得奨励金支給要綱

(令和6年7月9日こども若者局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の民間企業における男性の育児休業取得及び誰もが仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備を促進するため、市内の民間企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、当該民間企業に予算の範囲内において男性育休取得奨励金（以下、「奨励金」という。）を支給することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 次に掲げるいずれにも該当する民間企業をいう。
 - ア 常時雇用する従業員の数が300人以下のもの
 - イ 登記されている本店または主たる事務所の所在地が本市の区域内であること
- (2) 個人事業者 事業を行う個人で、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の住民基本台帳に記録されている者
 - イ 本市の区域内に事業所を所有又は賃借し、当該事業所で事業を行っている者
- (3) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。
- (4) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。次条において「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業をいう。
- (5) 国助成金 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条第3項の規定に基づき支給される出生時両立支援コース助成金をいう。

(奨励金の支給対象となる者)

第3条 奨励金の支給を受けることができる者は、第9条に定める支給申請日時点において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下「対象事業者」という。）とする。

- (1) 中小企業者又は個人事業者であること
- (2) 育児・介護休業法又はその他の労働関係法令に係る重大な違反に問われていないこと。
- (3) 法人の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。

- (4) 個人事業者の場合にあつては、個人として納付すべき本市の市税に加え、個人事業者として納付すべき本市の市税を滞納していないこと。
 - (5) 暴力団等と関係を有する者でないこと。
 - (6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていること。
 - (7) 次条の対象労働者がいること。
 - (8) 別表に定める奨励金のコースのうち、同一コースの奨励金の支給を申請日以前に受けていないこと。
 - (9) 別表に定めるステップアップコースの奨励金の支給を受けようとする対象事業者は、同一年度内にスタートアップコースの奨励金の支給を受けたことがないこと。
- 2 前項に掲げる要件を満たす場合であっても、市長が適当でないと判断した場合は奨励金の支給対象外とする。

（対象となる労働者）

第4条 前条第1項第7号に規定する労働者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「対象労働者」という。）とする。

- (1) 雇用保険の被保険者として常時雇用されている男性労働者であること。
- (2) 育児休業を取得したこと。また、当該育児休業については、令和6年4月1日以降に取得を開始したものであること。
- (3) 育児休業開始日の2か月以上前の日から雇用され、市内の事業所に勤務していること。
- (4) 育児休業取得後、原則として前号の事業所に復帰した日から2か月以上、従前と同様に勤務していること。

（育児休業の取得期間）

第5条 前条第2号に規定する育児休業について、対象労働者が令和6年4月1日以降に同一の子に係る育児休業を分割して取得している場合は、それぞれの取得期間を通算できるものとする。

- 2 前項の規定により通算した育児休業の取得期間には、連続した7日以上（勤務を要する日を5日以上含む）の取得期間を含むこととする。
- 3 労使協定を締結している場合に、対象労働者と事業主の個別合意により一時的に就労を行った日数は、取得期間に含まないこととする。

（市税の滞納がないことの確認等）

第6条 第3条第1項第3号及び第4号に規定する要件は、市長が奨励金の支給の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を

受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第7条 奨励金の支給の申請をしようとする者が中小企業者である場合における第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例(昭和40年仙台市条例第1号)第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

2 奨励金の支給の申請をしようとする者が個人事業者である場合における第3条第4号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)及び都市計画税とする。また、事業者として納付すべき市税とは、個人の市民税(当該事業者が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、事業所税とする。

(支給額等)

第8条 奨励金の種類及び額等は、別表のとおりとする。

(支給申請)

第9条 奨励金の支給を受けようとする対象事業者(以下「申請事業者」という。)は、対象労働者が育児休業から復帰後2か月が経過した日(以下「起算日」という。)の翌日から3か月以内又は起算日の翌日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、仙台市男性育休取得奨励金支給要領(令和6年7月9日こども家庭部長決裁。以下「要領」という。)に定める書類を市長に提出し、支給申請を行うものとする。

(支給決定)

第10条 市長は、第3条の対象事業者から前条の規定による申請があった場合は、原則1か月以内に当該申請に係る書類の審査を行った上で、奨励金の交付の可否及び奨励金の額を確定するものとし、規則第6条の規定による交付及び不交付の決定、規則第13条の規定による額の確定の通知は、要領第3条に定める様式により行うものとする。

(実績報告)

第11条 当該奨励金は性質上、支給事業等完了後の申請となることから、規則第12条第2項に定める実績報告は、第9条に定める支給の申請をもって代えるものとする。

(支給)

第 12 条 第 10 条の規定による奨励金の支給の決定を受けた者は、奨励金を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、金額を一括で支給するものとする。

(支給決定の取消し及び返還)

第 13 条 市長は、規則第 16 条の規定により第 10 条第 1 項の支給決定の通知を受けた申請事業者（以下「受給事業者」という。）にかかる奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金の全部又は一部が支給されているときは、当該支給を受けた者に対し、奨励金支給決定取消通知書により申請者に通知するとともに、奨励金返還請求書により適当な期限を定めてその返還を請求するものとする。

(関係書類の整備)

第 14 条 受給事業者は、奨励金に係る提出書類、帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、奨励金の支給を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関し必要な事項は、こども若者企画部長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和 6 年 7 月 9 日から実施する。

(支給申請に関する経過措置)

2 支給申請に係る起算日の翌日が令和 6 年 7 月 17 日以前である申請事業者に対する第 9 条の規定の適用については、「対象労働者が育児休業から復帰後 2 か月経過した日（以下「起算日」という。）の翌日から 3 か月以内」を「令和 6 年 7 月 18 日から令和 6 年 10 月 17 日まで」と読み替える。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日改正）

1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施し、令和 6 年 7 月 9 日から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日改正）

1 この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

別表

奨励金の種類	申請要件	育児休業の取得期間	支給額
スタートアップ コース	対象事業者のうち、第9条の支給申請の日より前に、国助成金の支給決定を受けていないもの。ただし、同一の対象労働者について、同条の規定による支給申請の日以前に国助成金の支給決定があった場合はこの限りではない。	連続7日以上合計28日未満	10万円
		合計28日以上 ただし、連続7日以上(勤務を要する日を5日以上含む)の取得期間を含む。	20万円
ステップアップ コース	対象事業者のうち、第9条の支給申請の日より前に国助成金の支給を受けたことがあるもの	合計28日以上 ただし、連続7日以上(勤務を要する日を5日以上含む)の取得期間を含む。	20万円